「担い手探しナビ」説明会 資料一覧

≪掲載箇所≫
東海税理士会会員専用ページ　→　担い手探しナビ　→　関係資料
（会員専用ページ　ユーザー名：tokaizei　パスワード：go）

①リーフレット「事業承継のこと、税理士に聞いてみてください。」
https://www.tokaizei.or.jp/member/inherit/pdf/01_2023.pdf

②事業承継スキーム整理図
https://www.tokaizei.or.jp/member/inherit/pdf/02.pdf

③担い手探しナビ利用申込マニュアル
https://www.tokaizei.or.jp/member/inherit/pdf/03.pdf

④担い手探しナビ操作マニュアル
https://www.tokaizei.or.jp/member/inherit/pdf/12.pdf

⑤事業承継診断票
https://www.tokaizei.or.jp/member/inherit/pdf/05.pdf

⑥日本政策金融公庫「つなぐノート」
https://www.tokaizei.or.jp/member/inherit/pdf/06.pdf

⑦日本政策金融公庫「ゆずるノート」
https://www.tokaizei.or.jp/member/inherit/pdf/07.pdf

⑧大丈夫ですか？事業承継税制特例措置の適用期限が迫っています！！
https://www.tokaizei.or.jp/member/inherit/pdf/08.pdf

⑨事業承継に係る支援機関案内
https://www.tokaizei.or.jp/member/inherit/pdf/09.pdf

⑩関与先に対して、法人版事業承継税制（特例措置）の適用要否を確認していますか？
https://www.tokaizei.or.jp/member/inherit/pdf/10.pdf

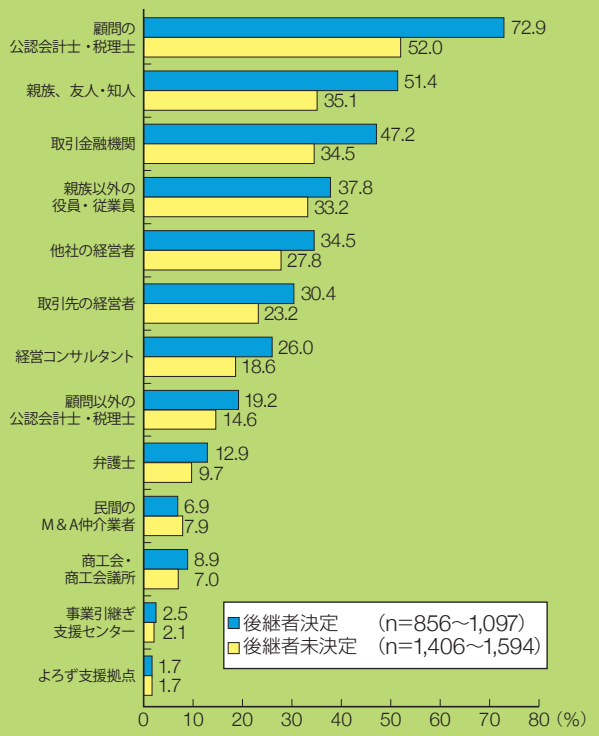
⑪法人版事業承継税制（特例措置）に係る事前説明・確認事項
https://www.tokaizei.or.jp/member/inherit/pdf/11.pdf

⑫事業承継サイト「担い手探しナビ」の利用方法について（説明資料・映像）
https://www.tokaizei.or.jp/member/inherit/pdf/6_howto.pdf
https://www.tokaizei.or.jp/member/inherit/index.html

全国約 80,000 人の税理士が中小企業の事業承継を支援します

中小企業庁委託の調査によると、事業の承継に関する過去の相談相手として、後継者決定企業においては約70%、後継者未定企業においても約50%が顧問の税理士等を相談相手として選んでいます。
日常的に会社に寄り添い、経営状況を熟知している税理士だからこそ、中小企業の事業承継を支援することができます。

事業の承継に関する過去の相談相手



参考資料 ： 中小企業庁委託「企業経営の継続に関するアンケート調査」(2016年11月、(株)東京商工リサーチ)

（注） 1. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にはならない。
2. ここでいう「経営コンサルタント」とは、中小企業診断士、司法書士、行政書士を含む。
3. それぞれの項目について、「相談して参考になった」、「相談したが参考にならなかった」と回答した者を集計している。

税理士会連絡先一覧

北海道税理士会
〒064-8639 北海道札幌市中央区北３条西 20-2-28 北海道税理士会館３階
TEL.011-621-7101 http://www.do-zeirishikai.or.jp

東北税理士会
〒984-0051 宮城県仙台市若林区新寺 1-7-41
TEL.022-293-0503 https://www.tohokuzeirishikai.or.jp

関東信越税理士会
〒330-0842 埼玉県さいたま市大宮区浅間町 2-7
TEL.048-643-1661 https://www.kzei.or.jp

千葉県税理士会
〒260-0024 千葉県千葉市中央区中央港 1-16-12 税理士会館３階
TEL.043-243-1201 https://www.chibazei.or.jp

東京税理士会
〒151-8568 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-10-6 東京税理士会館
TEL.03-3356-4461 https://www.tokyozeirishikai.or.jp

東京地方税理士会
〒220-0022 神奈川県横浜市西区花咲町 4-106 税理士会館７階
TEL.045-243-0511 https://www.tochizei.or.jp

北陸税理士会
〒920-0022 石川県金沢市北安江 3-4-6
TEL.076-223-1841 https://www.hokurikuzei.or.jp

東海税理士会
〒450-0003 愛知県名古屋市中村区名駅南 2-14-19 住友生命名古屋ビル 22 階
TEL.052-581-7508 https://www.tokaizei.or.jp

名古屋税理士会
〒464-0841 愛知県名古屋市千種区覚王山通 8-14 税理士会ビル４階
TEL.052-752-7711 https://www.meizei.or.jp

近畿税理士会
〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町 1-5-4
TEL.06-6941-6886 https://www.kinzei.or.jp

中国税理士会
〒730-0036 広島県広島市中区袋町４-15
TEL.082-246-0088 http://www.chuzei.or.jp

四国税理士会
〒760-0017 香川県高松市番町 2-7-12
TEL.087-823-2515 https://www.shikoku-zei.or.jp

九州北部税理士会
〒812-0016 福岡県福岡市博多区博多駅南 1-13-21 九州北部税理士会館３階
TEL.092-473-8761 https://www.kyuhokuzei.or.jp

南九州税理士会
〒862-0971 熊本県熊本市中央区大江 5-17-5
TEL.096-372-1151 https://www.mkzei.or.jp

沖縄税理士会
〒901-0152 沖縄県那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター７階
TEL.098-859-6225 http://www.okizei.or.jp

日本税理士会連合会
〒141-0032 東京都品川区大崎 1-11-8 日本税理士会館８階
TEL. 03-5435-0931 https://www.nichizeiren.or.jp

事業承継のこと、税理士に聞いてみてください。

―税理士が親身になって相談に応じます。―



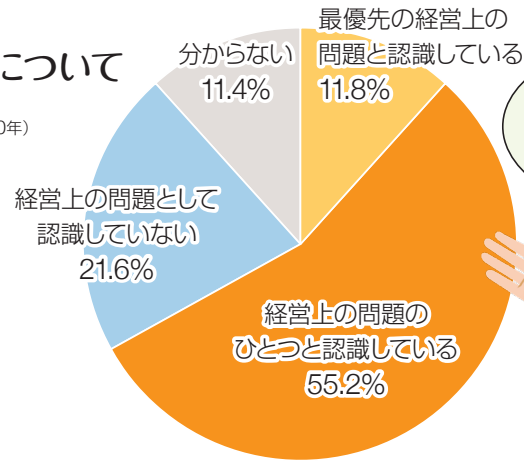
日本税理士会連合会

税理士は
中小企業支援の
主役です

どんな些細なことでも構いません。まずは税理士にご相談ください。

事業承継への考え方について

グラフ：【出典】帝国データバンク
事業承継に関する企業の意識調査（2020年）
（加工）





事業承継についてお悩みの経営者の皆様へ

「会社の将来」について考えていますか？

- 「何から始めたらよいのかわからない」
- 「経営の引継ぎ時期を決めていない」

「税金」のことで悩んでいませんか？

- 「相続税や贈与税の負担が気になる」
- 「自社の株価が高くて負担が大変だと思う」

「後継者」のことで悩んでいませんか？

- 「子供に引き継ぐ意思がなく、引き継ぎ手がいない」
- 「社内に後継者となる人材がいない」

「経営」のことで悩んでいませんか？

- 「事業承継する前に自社の経営を見直したい」
- 「資金繰りや利益計画の作成をしたい」

「会社の将来」について考えていますか？

経営・技術等のノウハウの継承や取引先との関係維持等、事業承継の準備には5年～10年程度を要すると言われています。税理士と10年後を見据えた事業計画を立ててみましょう。

「後継者」のことで悩んでいませんか？

後継者がいない場合には、「担い手探しナビ」というサイトにノンネームで企業情報を登録し、全国の税理士のネットワークを使って税理士の関与先企業同士でマッチングを図るほか、日本税理士会連合会が連携する日本政策金融公庫、事業承継・引継ぎ支援センター等のマッチングサービスを利用して引継ぎ先を探すこともできます。
まずは顧問税理士に相談してみてください。

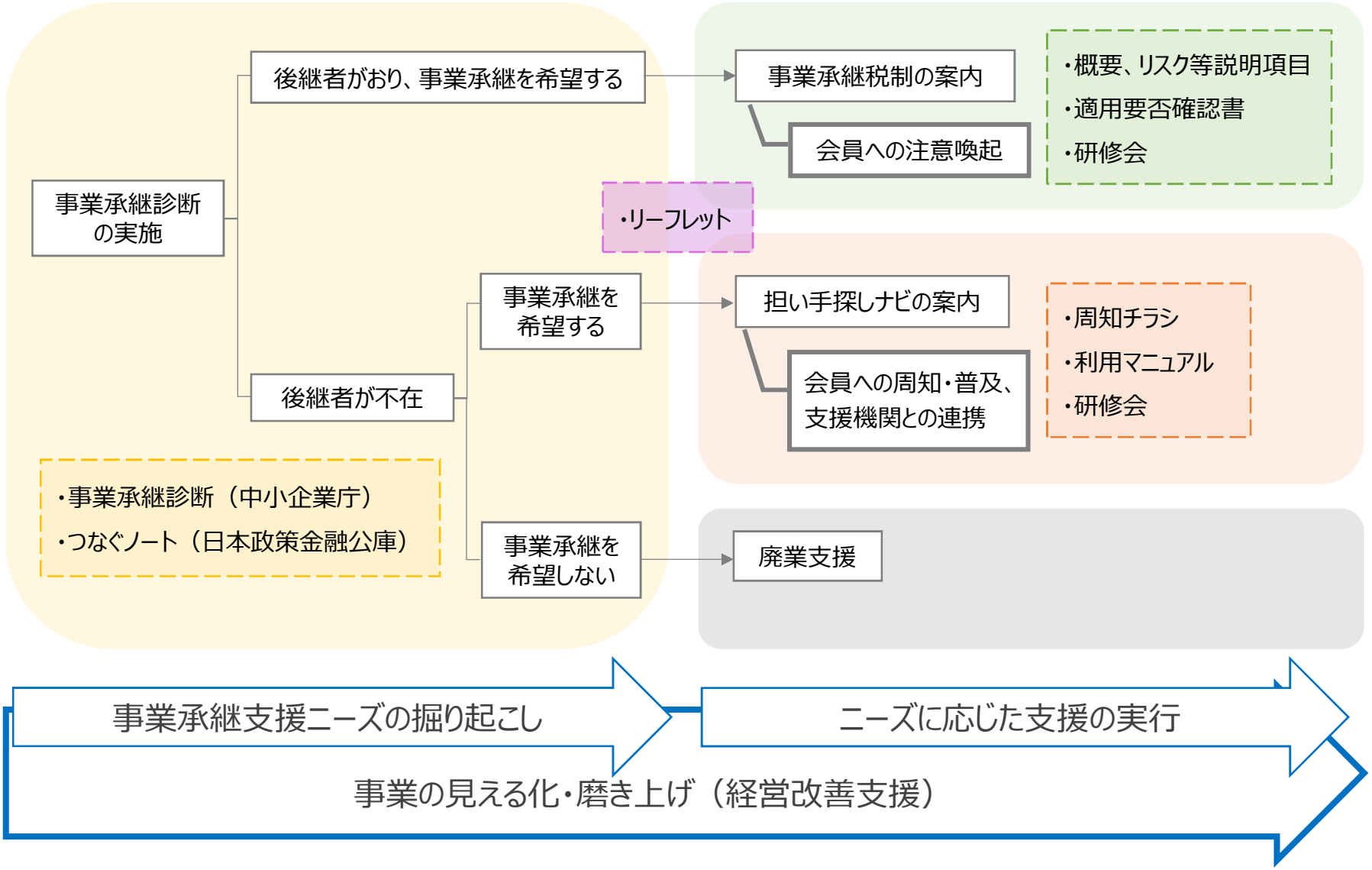
「税金」のことで悩んでいませんか？

2018年度税制改正において事業承継税制が大きく改正され、10年間限定の特例措置が設けられました。
議決権株式の全てが猶予対象となり、猶予割合も100%に拡大、承継時の税負担はゼロとなります。また、納税猶予中の雇用要件も実質的に撤廃され、税務リスクが軽減されました。これには、2024年3月31日までに、都道府県に「特例承継計画」を提出する必要があります。税理士にお任せください。

「経営」のことで悩んでいませんか？

赤字経営が長期間続いたり、借入金が多くあると後継者は見つかりません。税理士が経営改善計画の作成を支援し、経営者をフォローアップします。

税理士が関与先に対して事業承継支援する際のスキーム整理図

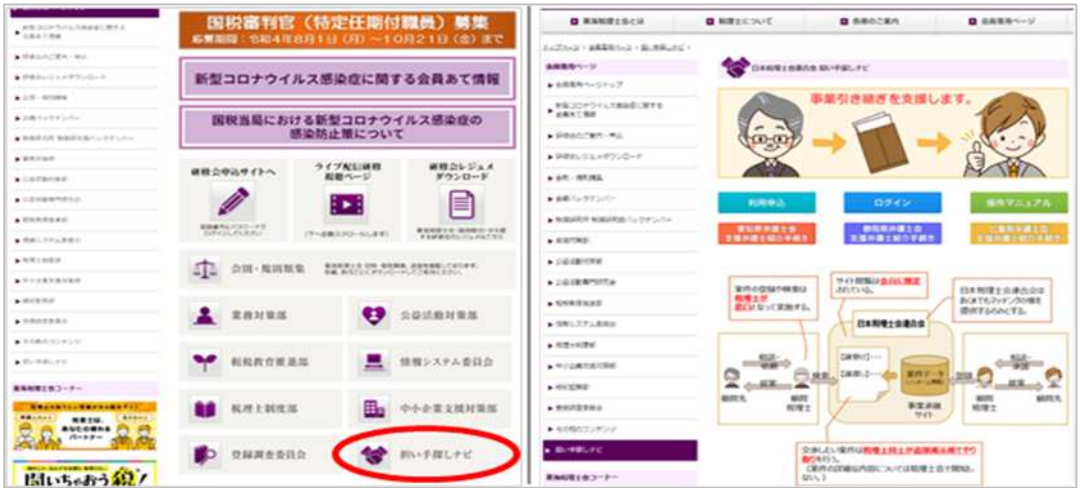


中小企業の最も身近な相談者である税理士が、中小企業の事業承継を推進していくことが期待されている。

税理士限定

事業承継サイト「担い手探しナビ」 利用申込～初回ログイン方法

1． 所属税理士会（本会）会員専用ページより、担い手探しナビの[利用申込]をクリックしてください。



リンクを直接入力いただく場合は ➡ https://nichizeiren-shoukei.jp/entry

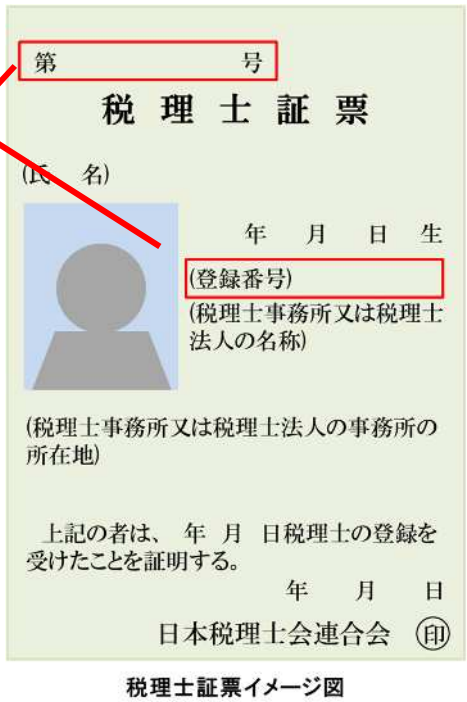
スマートフォン等から QR コード（※）を読み取る場合は ➡

※ QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

2． 利用申込画面より、ご自身の「登録番号」、「証票番号」、「メールアドレス」を入力し、[申込み]をクリックしてください。



利用申込画面



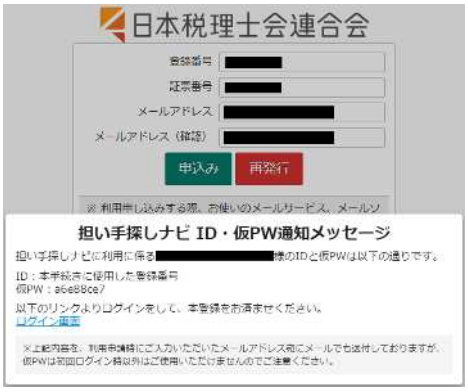
税理士証票イメージ図

3. [申込み]をクリックすると、すぐに以下の２種類の方法により仮パスワードが通知されます。

①入力したメールアドレスへのメール通知　　②同一画面上へのポップアップ表示



通知メールイメージ図



ポップアップ表示イメージ図

4. 通知メール又はポップアップ画面に記載のリンクよりログインを行ってください。

リンクを直接入力いただく場合は ➡ https://nichizeiren-shoukei.jp/login

スマートフォン等から QR コード（※）を読み取る場合は ➡

※ QR コードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

5. ログイン画面より、初回ログイン時は、「ログイン ID（登録番号）」、「仮 PW」を入力し、規約等の同意にチェックを入れた後、[ログイン]をクリックしてください。



規約等に同意いただき、チェックボックスへチェックを入れていただかないとログインすることができません。

ログイン画面

初回ログイン後、パスワードの変更が求められますので、仮パスワードから任意のパスワードにご変更ください。これで、担い手探しナビが利用可能となります。

大丈夫ですか？

事業承継税制特例措置の

適用期限が迫っています！！

後継者へ円滑な事業承継を進めるには時間がかかります。
特に自社株式の評価額が高額になる場合には、予想以上の贈与税・相続税が発生してしまい、事業承継を進めることが困難になってしまうリスクがあります。
このようなケースに対処するために、時限的に**非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除制度（法人版事業承継税制）の特例措置**が用意されていますが、その適用期限が迫っています。
ぜひ、このタイミングで**法人版事業承継税制**の適用が必要かどうかの再点検をしておきましょう！

「特例措置」は特例承継計画の提出が必須です

法人版事業承継税制の特例措置は、下記のように従来の一般措置に比べて有利な制度となっていますが、この「特例措置」を使う場合には、**特例承継計画の期限内の提出**が必須です。

提出期限は令和６年３月31日まで
お早めの検討をお願いします

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	**特例承継計画の提出** 【提出期限】令和６年３月31日 （令和４年度税制改正で延長）	不要
適用期限	**平成30年1月1日から令和9年12月31日まで(延長の改正無し)**の贈与・相続等	なし
対象株式	**全株式**	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	**100%**	贈与100%　相続80%
承継パターン	複数の株主から**最大3人**の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり	なし

※ 特例承継計画を提出しても本特例措置を受けない選択も可能です。
※ 贈与・相続後に特別な事由（取消事由）が発生すれば納税猶予が取り消される場合があります。

日本税理士会連合会

事業承継税制の手続（概要）

納税猶予を受けるためには、**都道府県知事の認定、税務署への申告**の手続が必要となります。

参考：経営承継円滑化法申請マニュアル
（経済産業省・中小企業庁）

贈与税の場合

提出先

贈与の検討・実行～申告まで

都道府県庁

- **特例措置**
 - ✓ 令和5年3月31日までに特例承継計画を提出
 - **令和6年3月31日に延長**
- **贈与の実行**
- **円滑化法の認定**
 - ✓ 贈与の翌年1月15日までに申請
 - ✓ 審査後、認定書が交付

税務署

- **贈与税の申告**
 - ✓ 認定書の写しとともに、贈与税申告書を提出
 - ✓ 納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供

納税猶予期間

税務署 / 都道府県庁

- **申告期限後5年間**
 - ✓ 都道府県庁へ「年次報告書」を提出（年1回）
 - ✓ 税務署へ「継続届出書」を提出（年1回）
- **5年経過後**
 - ✓ 税務署へ「継続届出書」を提出（3年に1回）

相続税の場合

提出先

相続の開始～申告まで

都道府県庁

- **特例措置**
 - ✓ 令和5年3月31日までに特例承継計画を提出
 - **令和6年3月31日に延長**
- **相続の開始**
- **円滑化法の認定**
 - ✓ 相続開始後8か月目までに申請
 - ✓ 審査後、認定書が交付

税務署

- **相続税の申告**
 - ✓ 認定書の写しとともに、相続税申告書を提出
 - ✓ 納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供

納税猶予期間

税務署 / 都道府県庁

- **申告期限後5年間**
 - ✓ 都道府県庁へ「年次報告書」を提出（年1回）
 - ✓ 税務署へ「継続届出書」を提出（年1回）
- **5年経過後**
 - ✓ 税務署へ「継続届出書」を提出（3年に1回）

令和4年4月1日現在

日本税理士会連合会

関与先に対して、法人版事業承継税制（特例措置）の適用要否を確認していますか？

平成30(2018)年度税制改正において、事業承継税制（特例措置）が創設され、非上場株式等の贈与税・相続税が100%猶予されることとなりました。

ただし、本税制の適用にあたっては、①令和6(2024)年3月31日まで*に特例承継計画を策定し都道府県に提出すること、②令和９(2027)年12月31日までに贈与を実行し、又は相続の開始があり、円滑化法の認定及び申告書の作成・提出を行うことのほか、一定期間ごとの報告等が必要となり、適用要件や手続が複雑です。(*令和４年度税制改正による延長)

後々、関与先とトラブルにならないためにも、早めに関与先と話し合い、適切な対応策を確認するようにしましょう。

こんなことが起きるかもしれません！

- ⚠ 後々、経営者から、特例措置と相続時精算課税との比較など、顧問税理士からの説明が不足していた、そのようなリスクは聞いていなかったと言われ、責任を問われた。
- ⚠ 経営者とは事業承継税制を適用しないことを確認していたが後継者には説明がされておらず、承継後、特例措置の適用を受けられないことについて責任を問われた。
- ⚠ 経営者が金融機関から特例措置の話を聞き、そのまま金融機関の紹介で別の税理士に特例措置の申請を依頼していた。その後、顧問契約もその税理士に変更された。
- ⚠ 特例措置適用中に継続の手続が漏れ、納税猶予が突然打ち切りとなった。経営者と「継続届出書」に関する対応者の確認をしておらず、経営者は全て顧問税理士に任せたものとして、自身では手続を把握していなかった。

まずは、経営者が事業承継に対してどのように考えているのか、事業承継診断票（中小企業庁作成）等を通じて関与先の意思確認を行うことが必要です。

関与先チェック項目

No.	項目	Yes	No
1	経営者に、事業承継についての意向を確認したことがない。	□	□
2	関与先が10年以内を目途に事業承継をする可能性がある。	□	□
3	相続税の発生が見込まれる。	□	□
4	関与先が法人版事業承継税制（特例措置）の適用要件を満たしている。	□	□

No.1～4全てYesにチェックがついた関与先には、法人版事業承継税制（特例措置）の適用要否に関わらず、一度本制度の説明を行うことを推奨します。

関与先に有益となる情報は適宜提供し、関与先の維持・発展に寄与することが、顧問税理士として求められる対応と言えるでしょう。

特に、令和元(2019)年度税制改正により、個人版事業承継税制も創設されました。
本制度によって数年後に関与先との予期せぬトラブルを発生させないため、また、中小企業の最も身近な相談者たる顧問税理士の責務として、税理士から関与先へ責任をもって確認を取るようにしましょう。

- 関与先の意向を確認すること
- 関与先に説明した実績を残すこと

顧問税理士が主導となり対応することが、トラブル回避の第一歩です。

日税連でも事業承継税制について、適宜有用となるコンテンツの提供、情報発信に努めています。

・(チラシ)大丈夫ですか?事業承継税制特例措置の適用期限が迫っています!!
・法人版事業承継税制（特例措置）に係る事前説明・確認事項
・マルチメディア研修、中小企業支援に係る研修会

詳細は各税理士会又は日税連ホームページをご確認ください。

令和元年６月作成、令和４年６月改訂

日本税理士会連合会

法人版事業承継税制（特例措置）に係る事前説明・確認事項

- 中小企業の事業承継の際に、株式等を後継者が贈与又は相続若しくは遺贈（相続等）により取得した場合において贈与税・相続税の納税を猶予する「事業承継税制」が、平成30（2018）年度税制改正により大幅に見直されました。
- 一定の要件を満たすことにより、全ての株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予が可能となり、その猶予割合も100%に拡大され、承継時の税負担がゼロとなります（以下、当該措置を「特例措置」、これまでの措置を「一般措置」といいます。）。
- なお、この特例措置は、届出書の提出など長期間に亘る対応が必要になること、贈与を行った場合は将来の相続税申告に影響すること、認識や手続等に誤りがあると不測の納税が生じる可能性があることなど、制度について十分に理解したうえで、適用にあたっては慎重な判断が必要です。
- この資料は、特例措置の適用を検討するにあたって、顧問税理士が関与先に制度の要旨を説明し、その事実を相互に確認するためのものです。

No.	説明事項	説明内容	確認
特例措置の概要			
贈与又は相続等開始前			
1	特例承継計画	令和６（2024）年３月31日までに「特例承継計画」を策定し、都道府県知事に提出し、確認を受ける。当該計画には、認定経営革新等支援機関（税理士等）が所見等を記載する。	□
2	適用期限	令和９（2027）年12月31日までの対象株式等の贈与又は相続等が対象となる。	□
贈与又は相続等開始後			
3	申請・申告の期限等（申告期限内）	対象株式等の贈与があったときは、その年の翌年１月15日までに、相続等があったときは、その翌日から８か月以内に、都道府県知事に対し「認定申請」を行う。	□
4		対象株式等の贈与又は相続等があったときは、申告期限までに贈与税又は相続税の申告をする。	□
5	担保の提供	申告期限までに納税が猶予される税額及び利子税の額に見合う担保（通常は対象株式等）を提供する。	□
6	年次報告書・継続届出書（申告期限後）	特例措置を適用した贈与税又は相続税の申告期限後、５年間は年１回都道府県知事へ「年次報告書」を、税務署へ「継続届出書」を提出する。さらに、その後３年に１回税務署へ「継続届出書」を提出する。	□
7	納税猶予の継続と終了	申告後も引き続き対象株式等を保有すること等により納税の猶予が継続される。	□
8		【贈与税】先代経営者（贈与者）の死亡等があった場合は、「免除届出書」及び「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときにおいて納税が猶予されている贈与税の全部又は一部についてその納付が免除される。	□

No.	説明事項	説明内容	確認
9		【相続税】後継者の死亡等があった場合は、「免除届出書」及び「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときにおいて納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が免除される。	□
10	対象株式数の上限及び猶予割合	贈与又は相続等のいずれも、取得した議決権株式等の全てが納税猶予の対象となり、猶予割合は100%である。 ※一般措置については納税猶予の対象となるのは発行済議決権株式総数の３分の２までであり猶予割合は贈与の場合 100%、相続の場合80%である。	□
11	承継パターン	「先代経営者→１人」、「先代経営者及び先代経営者以外の株主→１人」、「先代経営者→複数人（最大３人）」、「先代経営者及び先代経営者以外の株主→複数人（最大３人）」のいずれも適用対象となる。なお、先代経営者以外の株主からの贈与又は相続等（第二種）は「先代経営者→後継者」の贈与又は相続等（第一種）が行われた日から、特例経営（贈与）承継期間（原則として第一種の贈与税又は相続税の申告期限の翌日から５年間）の末日までの間に申告期限が到来する贈与又は相続等を行う必要がある。	□
特例措置の適用要件			
12	会社の主な要件	中小企業者であること。	□
		期限内に認定申請書を都道府県知事に提出し、認定を受けていること。	
		常時使用する従業員の数が１人以上であること。 ※その会社の特別関係会社が外国会社の場合は５人以上であること。	
		資産保有型会社・資産運用型会社に該当しないこと。	
		その会社及び特定特別関係会社の株式等が非上場株式等に該当すること。	
		その会社及び特定特別関係会社が性風俗関連特殊営業会社に該当しないこと。	
		直前の事業年度における主たる事業活動からの収入金額（営業外収益、特別利益以外のもの）がゼロを超えること。	
		拒否権付種類株式（いわゆる黄金株）を特例後継者以外の者が有していないこと。	
		特定特別関係会社（外国会社を除く。）が中小企業者であること。	
13	先代経営者の主な要件	贈与又は相続等開始の直前（その時点で代表権を有していないときは代表権を有していた期間のいずれかのとき及び贈与又は相続等開始の直前）において、先代経営者とその親族などで総議決権数の過半数を保有しこれらの者の中で筆頭株主（後継者を除く。）であったこと。	□
		会社の代表権を有していたこと。	
		特例承継計画に記載された先代経営者であること。	
		【贈与税】贈与時に会社の代表権を有していないこと。	

No.		説明事項	説明内容	確認
	14	後継者の主な要件	【後継者が１人の場合】 後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること。 【後継者が２人又は３人の場合】 総議決権数の 10%以上の議決権数を保有し、かつ、後継者と特別の関係がある者（他の後継者を除く。）の中で最も多くの議決権数を保有することとなること。	□
			【贈与税】贈与時に 20 歳（令和４年４月１日以降は 18 歳）以上であり、会社の代表権を有していること、役員等の就任から３年以上を経過していること。 【相続税】相続等開始直前に役員（被相続人が 70 歳未満で死亡した場合及び後継者が都道府県知事の確認を受けた特例承継計画に記載されている者である場合を除く。）であり、相続等開始の日の翌日から５か月を経過する日において会社の代表権を有していること。	
			当該会社の株式等について既に一般措置の適用を受けていないこと。	
			特例承継計画に記載された後継者であること。	
			後継者及び後継者と特別の関係にある者で、総議決権数の 50%超の議決権数を保有することとなること。	

納税猶予税額を納付する必要がある主な場合			
15	【贈与税・相続税】 特例経営（贈与）承継期間（原則として贈与税又は相続税の申告期限の翌日から５年間）	①後継者が会社の代表権を有しなくなった場合。 ②特例経営（贈与）承継期間（５年間）における雇用の平均が、贈与又は相続等開始時の常時使用従業員数の８割を下回った場合。 ※雇用を下回った理由等を記載した報告書（認定経営革新等支援機関の意見が記載されているものに限る。）を、都道府県知事に提出し、確認を受けることで、納税猶予が継続される。 ③後継者とその同族関係者と合わせて有する議決権数が 50%以下になった場合。 ④後継者が同族関係者内で筆頭株主でなくなった場合（他の後継者を除く。）。 ⑤特例措置の適用を受けた対象株式等の一部につき譲渡又は贈与をした場合。 ⑥会社を解散した場合。 ⑦会社が資産保有型会社や資産運用型会社に該当した場合。 ※一定の要件を満たす場合を除く。 ⑧会社の主たる事業活動からの収入金額がゼロとなった場合。 ⑨会社又は特定特別関係会社が性風俗関連特殊営業会社に該当することとなった場合。 ⑩【贈与税】贈与者が会社の代表権を有することとなった場合。 ⑪都道府県知事に対し毎年提出すべき報告書、税務署に対し毎年提出すべき継続届出書を提出しなかった場合。	□
16	特例経営（贈与）承継期間経過後 【贈与税】 先代経営者又は後継者の死亡等贈与税の納付が免除されるまで 【相続税】 後継者の死亡等相続税の納付が免除されるまで	①後継者が特例措置の適用を受けた対象株式等を譲渡又は贈与した場合。 ②会社を解散した場合。 ③会社が資本金の額又は準備金の額を減少した場合。 ④会社が資産保有型会社や資産運用型会社に該当した場合。 ※一定の要件を満たす場合を除く ⑤会社の主たる事業活動からの収入金額がゼロとなった場合。 ⑥税務署に対し３年に１回提出すべき継続届出書を提出しなかった場合。	□
贈与税の特例措置適用後に先代経営者等が亡くなった場合			
17	１代目→２代目の贈与時に適用後、１代目が死亡した場合	特例措置の適用を受けていた株式等に係る贈与税は、先代経営者の死亡により免除されるが、当該株式等は相続財産とみなされ、贈与時の株価により相続税の課税の対象となる。ただし、一定の手続を経て相続税の特例措置の適用を受けることができる。	□

18	１代目→２代目の贈与時に適用後、２代目→３代目の贈与についても適用した後、１代目が死亡した場合	先代経営者（１代目）から後継者（２代目）への株式等の贈与につき贈与税の特例措置の適用を受けた後、１代目の死亡より前に次の後継者（３代目）に贈与する場合、３代目が贈与税の特例措置の適用を受ければ、２代目の贈与税は免除される。その上で、１代目が死亡した場合は、３代目の贈与税が免除され、当該株式等は相続税の課税の対象となるが、一定の手続を経て相続税の特例措置の適用を受けることができる。	□
19	１代目→２代目の贈与時に適用後、２代目が死亡し、２代目→３代目の相続が発生した場合	先代経営者（１代目）から後継者（２代目）への贈与につき贈与税の特例措置の適用を受けた後、１代目の死亡より前に２代目が死亡した場合、２代目の贈与税は免除される。また、当該株式等を相続した次の後継者（３代目）は、当該株式等について一定の手続を経て相続税の特例措置の適用を受けることができる。	□

贈与税の特例措置適用後に先代経営者が亡くなり相続税の納税猶予に切り替えるときの主な要件

20	後継者の主な要件	後継者が代表権を有していること。 後継者とその同族関係者で合わせて 50%超の議決権数を有していること。 後継者が同族関係者内で筆頭株主であること（他の後継者を除く。）。	□
21	会社の主な要件	その会社及び特定特別関係会社が性風俗関連特殊営業会社に該当しないこと。 拒否権付種類株式（いわゆる黄金株）を特例後継者以外の者が有していないこと。 資産保有型会社や資産運用型会社に該当しないこと。 その会社の直前の事業年度における総収入金額がゼロを超えること。 その会社の常時使用従業員数が１人以上であること。 ※その会社の特別関係会社が外国会社の場合は５人以上であること。 その会社及び特定特別関係会社の株式等が非上場株式等に該当すること。 ※贈与税申告期限の翌日から５年間経過後は要件とならない。	□

特例経営（贈与）承継期間経過後に猶予税額が免除される場合

22	贈与税	先代経営者等（贈与者）が死亡した場合。 ※みなし相続として相続税の課税対象となる。	□

23	贈与税・相続税 共通	①後継者が死亡した場合。 ②特例経営（贈与）承継期間内に一定のやむを得ない理由により会社の代表権を有しなくなった日以後に「免除対象贈与」を行った場合。 ③特例経営（贈与）承継期間経過後に「免除対象贈与」を行った場合。 ④特例経営（贈与）承継期間経過後に会社について破産手続開始決定などがあった場合。 ⑤特例経営（贈与）承継期間経過後に事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合において、会社について譲渡・解散した場合。	□
特例措置の適用に係る留意点			
24	贈与	贈与税の特例措置は、ある贈与者からある後継者に対する贈与につき、最初の対象株式等の贈与にのみ適用される。	□
25		先代経営者から後継者に対する特例措置を適用した対象株式等の贈与について、後継者は、全部又は一定数以上の株式等の贈与を受ける必要がある。	□
26		贈与時の株式等の評価額が暦年課税の基礎控除額又は相続時精算課税の特別控除額を超えており、当該株式等の贈与に係る納税猶予の対象となる贈与税額が発生することが必要となる。 ※猶予税額が発生しない場合は特例措置の対象とはならない。	□
27		相続時精算課税を選択する場合、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全てこの制度が適用され、「暦年課税」へ変更することはできない。	□
28	贈与時に特例措置の適用を受け、その後贈与者が死亡したとき	特例措置によって贈与された対象株式等は相続等により取得したものとみなして贈与者である被相続人の他の相続財産と合算して相続税額を計算することから、特例措置を適用せずいわゆる「暦年課税」による贈与を行う場合等に比べ、後継者（受贈者）以外の相続人が相続する他の相続財産に係る相続税負担が大きくなることがある。	□
29		当該対象株式等の株価が贈与時から下落していた場合であっても、相続税額は贈与時の株価によって計算される。	□
30		特に直系血族間以外の対象株式等の贈与について特例措置の適用を受けたときは、法定相続人以外の者に贈与した当該対象株式等が贈与者である被相続人の相続税申告時に相続税の課税価格から漏れることのないよう、当該特例措置の適用状況について贈与者の法定相続人等に予め説明する等の対応が必要となる。	□

法人版事業承継税制（特例措置）の適用有無に係る確認書

年　　月　　日

御中

私は事業承継税制の特例措置について、貴税理士事務所（税理士法人）から別紙「法人版事業承継税制（特例措置）に係る事前説明・確認事項」に基づき説明を受けました。その結果、私はこの特例措置について以下のとおり希望します。

（　　）　適用する。

（　　）　適用しない。

（　　）　特例承継計画を作成・提出したうえで、特例措置の適用については後日判断する。

（　　）　後日判断する。

所　在　地

名　　称

代表者氏名　　印

後継予定者氏名　　印